平成２２年（フ）第５８号
長野県飯田市高羽町４丁目４番地４　ダイナコーポ202号
債務者　宮原　雅子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１１８２号
京都府八幡市美濃山一の谷５番３号、住民票上の住所大阪府枚方市北船橋町80番地
債務者　田中　勝幸
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８３号
京都府八幡市美濃山一の谷５番３号、住民票上の住所大阪府枚方市北船橋町80番地
債務者　田中　　恵（旧姓内匠）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４２号
京都市左京区下鴨松ノ木町64番地２　シーオークスＡ－２
債務者　鈴木　博晃
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６７号
京都市伏見区向島立河原町50番地　高千穂寮２―11
債務者　田村　隆志
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７３号
京都市西京区御陵南荒木町15番地１　ヴァンヴェール小泉302
債務者　横山　栄子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７９号
京都府八幡市男山八望２番地　Ｃ19―302
債務者　尾関　有美（旧姓広谷）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９２号
京都府八幡市男山松里６番地32
債務者　西田妃呂子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０２号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地12棟104号
債務者　岡本喜久子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
兵庫県西宮市門戸岡田町５番32―203号
債務者　井澤江光子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７４号
兵庫県西宮市上ヶ原山田町４番143―602号、前住所大阪市鶴見区鶴見３丁目12番22―605号
債務者　松井　智哉
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番８―206号
債務者　林　　真治
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３号
鳥取県鳥取市正蓮寺35番地７　サウスコートいせき201号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町郡家62番地19
債務者　林　　照代
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目15番30号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅２―207
債務者　千田　京子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４号
鳥取県鳥取市青谷町楠根112番地２
債務者　倉本千鶴子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８３号
鳥取県八頭郡八頭町郡家46番地１　第二長喜荘、旧住所鳥取県八頭郡八頭町郡家586番地15
債務者　橿村　政美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４０号
愛媛県松山市余戸東１丁目10番３号　イーストＹＭＫ305号
債務者　平岡　真依
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　松山地方裁判所